

薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 1 号

薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年薩摩川内市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 2 3 条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第 3 5 条第 3 項中「「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を削る。

第 3 6 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を、「同条第 4 項第 3 号イ(ア)中」の次に「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは」を加える。

第 4 4 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。